

2. 保全配慮地区の設定

(1) 保全すべき緑地の整理

対象となる緑地要素と地域制緑地の指定方針との対応を整理すれば次表のとおりです。

表 緑地要素と地域制緑地指定方針

| 緑地要素 | 指定方針 | 備考 |
|--------------------|---------------|---------|
| 県立自然公園・自然環境保全地域の森林 | 自然公園・自然環境保全地域 | |
| 国有林 | 国有林 | |
| 保安林区域の森林 | 保安林区域 | |
| 風致地区の樹林地 | 特別緑地保全地区・風致地区 | |
| 市街地の樹林地 | なし | |
| 市街地周辺の樹林地 | (地域森林計画対象民有林) | |
| 住宅地等の植栽地 | なし | 緑化推進で対応 |
| 集落地の屋敷林 | なし | |
| 公共公益施設の植栽地 | なし | 緑化推進で対応 |
| 渡良瀬川 | 河川区域 | |
| その他の河川 | 河川区域 | |
| 市街地の農地 | (農地法) | 緑化推進で対応 |
| 市街地周辺の農地 | 農振農用地 | |

(2) 保全すべき緑地の課題と保全の方向

自然公園・自然環境保全地域の森林など地域制緑地を指定する緑地については、各個別法により土地利用の転換や土地そのものの形質の改変、木竹の伐採等が制限されており、緑地の保全が一定程度担保されていますが、その一方で、現在保全が担保されていない緑地が残っています。

これら緑地の保全上の課題を整理すれば次のとおりです。

①市街地及び周辺部の樹林地、集落地の屋敷林

- ・市街地の樹林地、集落地の屋敷林については、比較的規模の小さなものが多く、また点在しているため、地域制緑地の指定による面的な制限が困難となっています。
- ・市街地周辺部の樹林地については、地域森林計画対象民有林として地域森林計画で土地利用が制限されていますが、保全を図る上での制限としては、必ずしも十分な制度とはなっていません。
- ・土地所有者の土地利用に対する意向が、社会経済環境の変化や相続等個人的な事情により多様に変化する性質を有しているため、地域制緑地指定による一律な制限が困難となっています。
- ・これらの緑地は、道路の沿道などを中心に都市的土地利用への転換ニーズが今後とも高いと予想されるため、その保全に十分配慮することとします。

②住宅地等、公共公益施設の植栽地

- ・規模の小さなものが多く、また点在しているため、地域制緑地の指定による面的な制限が困難となっています。



- これらの緑地については、人の手によって作られ、守られてきた身近な緑であるため、今後も市民等による主体的な緑化活動により、保全または一層の緑化が可能と考えられます。

③市街地の農地

- 市街地の農地は、農地法に基づく転用許可基準に基づき、転用の可・不可が判断されることとなりますが、市街化区域については、転用許可基準で優先的に農地を転用する区域と位置づけられ、また都市計画法上も市街化を促進すべき区域であることから、その保全は困難になっています。
- これらの緑地については、「緑地の保全及び緑化推進のための施策」に位置づけられた施策展開により対応することとし、必要に応じた保全と活用の推進に努めることが求められます。

以上の検討から、保全配慮地区の設定により保全を図る緑地要素は、地域制緑地を指定する緑地要素、緑化推進施策により対応する緑地要素を除いた「市街地の樹林地」、「市街地周辺の樹林地」、「集落地の屋敷林」とします。

| | | 対象となる緑地 | 保全の担保 | 保全の考え方 |
|---------|-------------------|---------------------------|--------------|----------------------|
| 保全すべき緑地 | 地域制緑地を指定する緑地要素 | 自然公園・自然環境保全地域の森林など | 個別法に基づく一定の制限 | 指定する地域制緑地の各個別法で保全 |
| | 緑化推進施策により対応する緑地要素 | 住宅地等の植栽地、市街地の農地など | なし | 緑地の保全及び緑化推進のための施策で対応 |
| | 上記以外の緑地要素 | 市街地の樹林地、市街地周辺の樹林地、集落地の屋敷林 | なし | 保全配慮地区を設定 |

(3) 地区の設定

保全配慮地区の設定により保全を図る市街地及びその周辺の樹林地、集落地の屋敷林は、次図に示すように、地域制緑地を指定する区域を除いた区域全域にわたって分布しています。

このため、これら保全対象とした緑地要素を網羅する、次図に示す地区を保全配慮地区として選定します。

図 保全配慮地区の設定

